様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処　分　名	国民健康保険一部負担金の徴収猶予又は免除		
根拠法令名	国民健康保険法		第４４条
基準法令名	大津市国民健康保険条例施行規則		第１５条第１項
所管部署	健康保険部　保険年金課　資格給付係		
標準処理期間	３０日	法定処理期間	日

【審査基準】　・文書の名称【大津市国民健康保険一部負担金の徴収猶予又は免除に関する事務取扱要領】
・掲載図書等【　　】
・内容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

国民健康保険一部負担金の徴収猶予又は免除に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令、審査基準の欄に掲げる事務取扱要領に定めるとおりとする。なお、当該法令等が記載された図書は担当課において備え置く。

＜参考＞
【根拠法令】
国民健康保険法
第四十四条　市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第四十二条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。
一　一部負担金を減額すること。
二　一部負担金の支払を免除すること。
三　保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。
２　前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。
３　第四十二条の二の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。